

内 農
令和元年10月23日

各 部 (局) 長 様

農 政 部 長

特定家畜伝染病（豚コレラ）対応に係る車両の確保協力について（依頼）

特定家畜伝染病（豚コレラ）については、群馬県内でも野生のイノシシの感染が確認され、いまだ終息しない状況にあります。

今後、市内農場等でウイルス感染が確認された場合は、対策本部を設置し、県の要請に基づき速やかな対応を行う必要があることから、前橋市特定家畜伝染病対策本部緊急支援チーム防疫支援班（発生状況確認検査・清浄性確認検査係）において使用する車両の確保について、下記のとおり協力をお願いします。

(農政課畜産係)

記

1 使用予定台数

最大40台：別紙のとおり

※各課保有車両（小型乗用、軽乗用、小型貨物、軽貨物）の台数等により割振

2 使用業務内容及び使用期間

(1)業務内容：各検査に出向く獣医師の送迎用

(2)使用期間：①生農場の患畜・疑似患畜決定後24時間以内 1～2日間

②発生農場の防疫措置完了後17日経過後 1～2日間

※後続の発生があった場合は、①と②を繰り返します。

3 報告内容

各課割振台数をもとに、降雪時も想定した使用可能な車両の号数、ナンバー、優先順位等を報告してください。

4 提出期限

10月30日（水）

全庁掲示板－各種業務DB－照会・回答－「農政課」－「豚コレラ車両報告」へファイルを添付してください。

5 その他

(1)各課の通常業務において車両を使用している状況も想定されますが、緊急時に混乱せず順次貸出いただけるよう、車両を指定して確保をお願いするものです。

(2)防疫支援班（発生状況確認検査・清浄性確認検査係）に属する所属においては、保有車両の多少にかかわらず1台以上の割当てをしています。

(3)指定の車両が使用できない場合は、各部内において調整をお願いします。

農政部農政課

畜産係

柿沼

内線3705

ブランド推進係

吉澤

内線3720